

# 事務所通信



2021年12月 ✨

中山貴子社会保険労務士事務所

〒154-0015

世田谷区桜新町1-40-7石田ビル202

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士 中山貴子

## Merry Christmas and Have a Happy New Year!!

街はすっかりクリスマスです。この季節は、イルミネーションがキラキラして何となくワクワクしたりあったかい気持ちになったりします。クリスマスでなくても楽しませてくれるクリスマスです🎄。

ところで、あまり良い話題ではないのですが、10月末に夫の親族が亡くなりました。お子さんがいなかったこともあり、諸々の手続きの多くを私の方で行いました。葬儀・納骨だけでなく、保険・共済や未支給年金の請求手続き、残された膨大な遺品の後片付け、事業の廃止手続き、準確定申告等、たくさんの事務が発生するものです。銀行口座1つとっても残高の残った状態でいったん凍結されてしまうと、銀行から信じられないくらい沢山の面倒な書類を求められます。人が亡くなった後の事務の煩雑さを実感しました。

話は変わりますが、最近この事務所通信を読んで頂いているとお声をちらほらお聞きします。と〜っても嬉しいです(^^)/

ただ、どちらかというと、1枚目の雑談の方をお読み頂くことが多いようです。確かに1枚目は、当事務所を身近に感じて頂きたいという思いを持って、近況のお知らせ等を書いています。また、最近の労働問題を話題として雑談的に伝える意味

も込めています。2枚目は、主に法改正や労務トピックスについて噛み砕いてお伝えしたいという趣旨で書いていますので、こちらもぜひお読み頂けたら嬉しいです！

ただ、最近の法改正は頻繁で煩雑なものも多いので、詳細やそれぞれの企業様の実情に応じた実務の対応まで十分にお伝えすることはなかなか難しいです。ですので、事務所通信をきっかけに、ぜひお気軽にお問合せを頂けたら本望です。皆様それぞれに本業でとてもお忙しい中、こちらからちよくちよくご連絡するのは気が引ける事も多いので、ぜひお気軽にお声掛け頂けたらと思っております。

また、弊所では、信頼できる様々な専門家の方々と繋がりもあります。事業でトラブルになってしまった場合や、大きなトラブルに発展する事を予防したい場合にも**弁護士**、補助金申請や経営の相談をされた場合には**中小企業診断士**、相続・国際税務それぞれに強い**税理士**、また弊所では得意分野ではない事、例えば、精神障害の障害年金の請求等は、専門で行っている**社労士**、等をご紹介しますのでお気軽にご相談頂けたら幸いです。

本年中は誠にありがとうございました。来年もどうぞよろしく願い申し上げます。皆様のご健康と職場の安全、企業のご発展をいつもお祈りしております。

### 記事内容

#### ■法改正等

- ・ 雇用保険マルチジョブホルダー制度の開始（2022年1月）
- ・ 職場における労働安全衛生基準の改正について～職場での救急用具の備え付け等について

#### 年末年始の休業のお知らせ

12月29日（水）～1月4日（火）まで休業とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 【法改正等】雇用保険マルチジョブホルダー制度の開始（2022年1月）

雇用保険の加入は主たる事業所での加入しか認められませんでした。しかし、来年1月からは65歳以上の労働者に限って、本人の申出があれば、2つの事業所の合算時間で雇用保険に加入することができるようになります。

加入の要件は次の通りです。

①複数の事業所に雇用される**65歳以上の労働者**であること

②**2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

※ **1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満**であること

③2つの事業所の**それぞれの雇用見込みが31日以上**であること

また、次の点に注意が必要です。

- ・労働者の申出により、**労働者本人が手続き**を行います。
- ・事業主は、資格の取得や喪失に**必要な証明に協力する必要がある**があります。
- ・加入日から事業主と本人に**雇用保険料が発生**します。
- ・申出により一旦加入した後は通常の加入と同様に**任意で脱退することはできません**。
- ・本人の申出日が加入となり、遡及して加入することはできません。
- ・労働者が離職時に失業給付（高年齢求職者給付、30日分あるいは50日分の一時金）を受けるには、離職日以前に**6か月以上の加入期間**が必要です。
- ・要件に該当しなくなった場合は、資格喪失となります。

該当者はあまり多くはないかもしれませんが、該当しそうな方がいらっしゃいましたら次のリーフレットをお渡しください。不明な点や従業員様からのご質問等がありましたら弊所へお気軽に

ご相談ください。

### ■労働者向けの厚労省リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838540.pdf>

### ■事業主用のリーフレットはコチラです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838542.pdf>

## 【法改正等】職場における労働安全衛生基準の改正について～職場での救急用具の備え付け等について

労働安全衛生法は、「労働者の安全と健康を確保」するだけでなく「**快適な職場環境の形成**」をも目的とした法律です。この安全衛生法に基づく、労働安全衛生規則（**安衛則**）や事務所衛生基準規則（**事務所則**）というのがあり、それらが改正されました。

例えば、あまり知られていないと思いますが、安衛則9章には**救急用具**について、「**事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。**」と定められています。これまでは必要な品目が列挙されていましたが、**産業医等の意見や、衛生委員会等で調査審議してそれを踏まえて備え付けをしてください**ということに変わりました。医療機関への搬送を含め、それぞれの職場に応じた最善の対応をしてくださいという事ですね。

従業員一人一人の備えだけでは間に合わない物もあります。各企業において、**労災だけでなく天災の備えとしても各職場の実情に応じた備え**をしましょう。

また、事務所則では、事務所での**照明の明るさ**について改定されています。暗すぎると**眼精疲労**等が生じますし、最近では**高齢の労働者も増えている**ことも考慮する必要がありますとの事です。天災対策、高齢者対策、LGBT等の観点からも、職場の安全・衛生対策も見直しが必要となりそうです。

### ■職場における労働衛生基準が変わりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf>